② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ ＧＰセンターの関係者が当該ＧＰセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

⑶ ふ卵場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第９の５の⑶又は⑷により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも１回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。

ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

⑷ 都道府県は、⑴から⑶までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の２等）

１ 都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２ 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

⑴ 道路網の状況

⑵ 一般車両の通行量

⑶ 畜産関係車両の通行量

⑷ 山、河川等による地域の区分

３ 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

１ 疫学調査

⑴ 疫学調査の実施方法

都道府県は、第４の３の⑵による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

⑵ 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

⑴の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って８日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って８日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第５の２の⑴の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

⑴の調査の結果、次のアからウにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って８日以上180日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って８日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん

ウ 第５の２の⑵の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

２ 制限区域内の周辺農場の検査

⑴ 発生状況確認検査

都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は